

定 款

応用地質株式会社

応用地質株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、応用地質株式会社と称し、英文では **OYO Corporation** と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 地質調査、環境調査の受託およびこれらに関する土木工事の請負
- (2) 土木・建築工事に関する測量、調査、設計、施工監理、維持管理およびコンサルティング
- (3) 自然災害に関するリスクの調査、解析、予測、診断、評価およびコンサルティング
- (4) 環境保全、環境リスクに関する調査、解析、予測、診断、評価およびコンサルティング
- (5) 計量法に基づく分析および計量証明
- (6) 地盤情報、地形情報、環境情報、災害情報等地球に関する情報の収集、加工および販売
- (7) 地域・都市整備、道路・交通網に関する調査、計画および解析
- (8) 前各号に関連する各種の測定用機器類、システムの開発、製造および販売
- (9) 前各号に関連するノウハウ、コンピュータソフトウェアの開発および販売
- (10) センサー利用による防犯・防災機器の開発、製造および販売
- (11) 熱転写用の印刷機器・フィルムの開発、製造および販売
- (12) 各種の測定用機器、事務機器、コンピュータハードウェア・ソフトウェアの販売、リースおよびレンタル業務
- (13) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権ならびにノウハウの取得、賃貸および売買
- (14) 不動産の賃貸および管理
- (15) 労働者派遣業務
- (16) 損害保険代理業務
- (17) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由

によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 2 千万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 1 0 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 1 1 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 1 2 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 3 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 4 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長2名以内を定めることができる。

2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第28条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

2. 執行役員は、取締役会の定めた業務の執行を行うものとする。

(執行役員規程)

第29条 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および同条変更案(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を

経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和32年 4 月 1 8 日 作 成

2022年 3 月 2 5 日 最終変更